

2021年10月11日

株主及び登録株式質権者各位

佐賀県伊万里市新天町722番地5  
アイ・ケイ・ケイ株式会社  
代表取締役社長 村田裕紀

### 吸収分割公告

当社は、2021年1月28日開催の定時株主総会において、2021年5月1日を効力発生日としておりましたが、2021年4月26日開催の定時取締役会において、効力発生日を延期し、2021年11月1日を効力発生日として、吸収分割によりアイ・ケイ・ケイ分割準備会社株式会社（住所：福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号。同年11月1日付で商号を「アイ・ケイ・ケイ株式会社」に変更いたします。）に対して、婚礼事業に関して有する権利義務を承継させること（以下、「本吸収分割」といいます。）を決議いたしましたので、これを公告いたします（2021年4月26日付「吸収分割の効力発生日変更に関するお知らせ」ご参照）。

本吸収分割に伴い、当社は、同年11月1日付で商号を「アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社」に変更し、持株会社体制へ移行いたします。

会社法第785条第1項の規定に基づき、本吸収分割に反対し、かつ、株式買取請求をされる株主様は、本吸収分割の効力発生日の20日前の日（同年10月12日）から効力発生日の前日（同年10月31日）までの間に、当社に対して、その旨、株式買取請求に係る株式の数、加入者口座コード、株主様の氏名または名称、住所及び連絡先の電話番号を、以下の郵送先に書面（様式自由）により、ご通知ください。

また、ご通知に先立って、株主様の振替口座を開設している口座管理機関（以下「証券会社等」といいます。）に対して、個別株主通知の申出の取次請求及び株式買取請求に係る株式の以下の当社買取口座への振替申請の手続きを行っていただいたうえ、当該証券会社等から受領する個別株主通知受付票及び本人確認書類を上記の書面に添付し、ご通知いただきますようお願い申し上げます。

なお、同年10月31日までに以下の買取口座への振替を完了していただけない場合には、株式買取請求権を行使いただけないこととなります。実際に振替に必要な期間は、ご利用の証券会社等により異なりますので、株式買取請求をご検討の株主様は、お早めに証券会社等にお問い合わせください。

（郵送先） 〒811-2245 福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号  
アイ・ケイ・ケイ株式会社 経営管理部（総務担当）

（当社買取口座）

|                |                      |
|----------------|----------------------|
| 振替口座（買取口座）管理機関 | 三菱UFJ信託銀行株式会社        |
| 口座名義人          | アイ・ケイ・ケイ株式会社         |
| 当社の加入者口座コード    | 00288712744888000000 |

以上